

菊桜クラブ規約改正案

第 1 条 本クラブは菊桜クラブと称する。

第 2 条 本クラブ事務所は、東京都内及び近郊に置く。

第 3 条 本クラブは母校府立八中及び東京都立小山台高等学校陸上班の卒業生の自発的な
陸上競技愛好団体であり、陸上競技を楽しむとともに相互の親睦を図り、併せて
母校陸上競技班の活動に対して指導援助を主たる目的とする。

第 4 条 本クラブは前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 母校の応援
- (2) 母校陸上競技班活動の指導援助
- (3) 卒業生間及び卒業生と母校陸上競技部員間の親睦を図るための各種行事
- (4) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

第 5 条 本クラブの会員は母校陸上競技班の卒業生で構成する。

第 6 条 本クラブに顧問を置くことが出来る。

顧問は、1) 陸上班顧問退任者、及び2) 陸上競技班及び菊桜クラブの発展に著しく貢献した者で、本クラブ会員より推薦され総会の承認を得た者とする

第 7 条 会員は細則に定める会費を納入する。

第 8 条 本クラブに下記の役員を置く。

会長：1名、副会長：2名以内理事：10名以内、監事：1名以上

第 9 条 本クラブは必要に応じて名誉会長、相談役を置くことが出来る。

第 10 条 理事は総会でこれを選任する。

理事は理事会を組織し、会務を執行する。

第 11 条 会長は理事会において互選で選出する。

会長は本クラブを代表し、会務を統括し、理事会、総会を招集しその議長を務める。

第 12 条 副会長は理事会で互選により選出する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときその職務を代行する。

第 13 条 会長、副会長、理事により理事会を組織する。理事会はクラブの課題を討議し、
必要に応じて総会に諮る。

第 14 条 監事は総会でこれを選任する。

監事は会計を監査し、会務の執行を把握し総会にこれを報告する。

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 16 条 定時理事会は毎年 1 回以上開催し、必要に応じて臨時理事会を開催する。

定時総会は毎年 1 回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。

総会は理事会から諮られた議事の他、クラブの決算・役員改選を承認する。

第 17 条 総会の議事は出席者の過半数を以て決定する

第 18 条 本クラブの経費は会費並びに寄付金その他の収入を以て充当する。

第 19 条 本クラブの会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日迄とする。

第 20 条 本規約の他、細則を設ける。

本規約並びに細則の変更は総会に於いて出席者の過半数の決議によるものとする。__

この規約は、2024年11月16日から実施する。

細則

第 1 項 本クラブの会費は次の通りとし毎年3月末迄に払い込むものとする。

卒業 5 年以降の会員は***** 3,000 円以上

卒業 4 年までの会員は***** 1,000 円以上

なお会費の変更は総会に於いて定めるものとする。

第 2 項 本クラブの預金口座などの名義代表者は会計担当理事する。また住所は会計担当理事の住所とする。印鑑・通帳は会計担当理事が保管する。

第 3 項 本クラブの名誉を著しく害する行為のあった会員、長期にわたって会費の納入を怠りたる会員、及び特に本クラブに非協力的と認められる会員に対しては、理事会及び総会の議を経て、会員資格を喪失せしめることがある。

施行日 2024年11月16日